

介護予防通所介護事業重要事項説明書

介護予防通所介護提供の開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明いたします。

1 事業者の概要

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 事業者名称 | 社会福祉法人 南さつま市社会福祉協議会 |
| (2) 主たる事務所の所在地 | 鹿児島県南さつま市加世田川畑2641番地2 |
| (3) 法人種別 | 社会福祉法人 (南さつま市社会福祉協議会) |
| (4) 代表者名 | 當 房 公 夫 |
| (5) 電話番号 | 0993-53-5590 |
| (6) FAX番号 | 0993-53-5685 |

2 ご利用事業所の概要

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 事業所名称 | 社会福祉法人 南さつま市社会福祉協議会坊津支所 |
| (2) 事業所の所在地 | 鹿児島県南さつま市坊津町坊9422番地2 |
| (3) 法人種別 | 社会福祉法人 (南さつま市社会福祉協議会坊津支所) |
| (4) 管理者名 | 尾 辻 秀 明 |
| (5) 電話番号 | 0993-67-0176 |
| 電話番号 | 0993-59-4170 |
| FAX番号 | 0993-67-0182 |
| 指定事業所名称 | デイサービスセンター 坊津 |
| 指定年月日 | 平成18年 4月1日 |
| 指定番号 | 4671100339 |

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法の理念に基づき、高齢者・老化に伴い介護が必要な方等が、心身の状況、置かれた環境に応じ、適切な援助を行うことにより、自立した質の高い日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
運営方針	(1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供をおこないます。 (2) 利用者が、可能な限りその居宅において、自立した生活が営めるよう、地域の保健・医療・福祉サービス、他の居宅サービス事業者等の連携を図り、生活機能の維持・向上を目指せるように努めます。

4 職員の体制

職 種	職 員	兼 務
事 業 所 管 理 者	1 名	常勤兼務
生 活 相 談 員	1 名以上	常勤・常勤兼務
看 護 師	1 名以上	常勤・非常勤・機能訓練指導員兼務
介 護 職 員	3 名	常勤・非常勤
機 能 訓 練 指 導 員	1 名	常勤・非常勤・看護職員兼務
調 理 員	1 名以上	常勤・非常勤
事 務 員	1 名	常勤兼務

5 事業の実施地域

通常の実施地域	南さつま市 ・ 枕崎市
---------	-------------

※ 通常の実施地域以外でも、相談等にも応じます。

○ サービスの内容

- ※ 共通サービス (利用者が自立した生活を送る為に、能力に応じて食事入浴・排泄などの必要な介助を行います。)
- ・身体介護
 - ・健康管理
 - ・相談助言
 - ・入浴介助
 - ・食事の提供
 - ・送迎
 - ・機能訓練
 - ・レクリエーション創作活動
- ※ サービス提供加算 Ⅲ (勤続年数7年以上の職員が30%以上配置されていると加算出来るサービス)

6 当事業の提供するサービスと利用料

- (1) 営業日 月曜日～金曜日（※12月29日～1月3日を除く）
- (2) 定休日 土・日曜日
- (3) 営業時間 午前8：30～午後5：15
- (4) 利用料は、国の定める介護報酬をもとに計算され、原則としてかかった費用（サービス費用）の（1割～3割）が利用料（自己負担）となります。

区 分	1 月あたりの基本料金（介護報酬単価）				自己負担額 （1 割）	自己負担額 （2 割）	自己負担額 （3 割）
保険適用 サービス分	予 防 介 護	要支援 1	□17,980 円	月定額	□ 1,798 円	□ 3,596 円	□ 5,394 円
		要支援 2	□36,210 円	月定額	□ 3,621 円	□ 7,242 円	□ 10,863 円
		サービス提供加 算Ⅲ（要支援 1）	□ 240 円	月定額	□ 24 円	□ 48 円	□ 72 円
		サービス提供加 算Ⅲ（要支援 2）	□ 480 円	月定額	□ 48 円	□ 96 円	□ 144 円
保険適用 サービス外	食事提供費			□ 600 円			
	提供時間外			□ 700 円			
サービス提供時間（基本時間）					午前 9 時 3 0 分～午後 3 時 0 0 分		

ア 1ヶ月に2回以上ご利用の場合、レクリエーション材料費として月額 50 円を頂きます。

イ 上記以外の料金は、下記のとおりです。

ウ おむつ代は実費相当額です。

・カルチャー（趣味活動等）教室等の材料費は実費です。

・交通費は、☐必要ありません

☐実費

円です。（サービス地域外の場合のみ）

事業所から片道 10 km 未満	1 回につき 100 円
------------------	--------------

※事業所から片道 10 km を超える場合、5 km 又はその端数を増すごとに 100 円追加

※高齢者虐待防止措置が未実施の場合、所定単位の 1% を減算します。

※業務継続計画が未策定の場合 1% の減算をします。

7 虐待防止に関する内容

(1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講じます。

ア 虐待の防止に関する委員会及び担当者を設置します。

デイサービスセンター坊津担当者： 管理者 尾辻 秀明

イ 虐待を防止するための職員に対する研修を定期的開催します。

ウ 利用者及びその家族からの苦情に対する処理体制の整備をします。

エ 虐待を防止するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。)の定期的な開催及びその結果についての従業員への周知徹底。

オ 虐待防止のための指針の整備。

カ その他虐待防止のために必要な措置。

(2) 事業所は、サービス提供中に、養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

8 身体拘束等の禁止

(1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

(2) 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

ア 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の定期的な開催及びその結果についての従業員への周知を徹底します。

イ 身体拘束の適正化のための指針の整備

ウ 従業員に対する身体拘束の適正化のための研修を定期的実施します。

9 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護支援サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に伴い、必要な措置

を講ずるものとする。

- (2) 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

10 感染症に関する事

- (1) 事業所は感染症発生及びまん延防止のために、次の措置を講ずるものとする。

ア 感染症発生及びまん延防止に関する委員会及び担当者の設置。

デイサービスセンター坊津担当者： 管理者 尾辻 秀明

イ 感染症の発生及びまん延防止のための職員に対する研修の定期的な実施。

ウ 感染症の発生及びまん延防止するための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)の定期的な開催及びその結果についての従業員への周知徹底。

エ 感染症の発生及びまん延防止のための指針の整備。

オ その他感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置。

11 苦情等申立先

デイサービスセンター坊津	窓口担当者	尾辻 秀明	
	ご利用時間	営業日の午前8時30分～午後5時15分	
	ご利用方法	電話0993-67-0176 面接(坊津老人福祉センター相談室)	
第三者委員	濱 邊 妙 子	南さつま市加世田	電話0993-52-2563
	藤 井 泉	南さつま市坊津町	電話0993-68-0465
	内 野 正 人	南さつま市金峰町	電話0993-77-2801
行政機関等	南さつま市民福祉部介護支援課介護給付係		電話0993-53-2111
	笠沙支所市民課市民生活係		電話0993-63-1111
	大浦支所市民課市民生活係		電話0993-62-2111
	坊津支所市民課市民生活係		電話0993-67-1441
	枕崎市福祉課高齢者介護保険係		電話0993-72-1111
	鹿児島県南薩地域振興局地域保健福祉課		電話0993-53-8001
	鹿児島県国民健康保険団体連合会		電話099-206-1084
鹿児島県福祉サービス運営適正化委員会 (鹿児島県社会福祉協議会)		電話099-286-2200	

12 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

13 緊急時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、通所介護事業の提供により、利用者の病状の急変、その他、緊急事態が生じた場合は、家族又は、緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。
- (3) 非常災害時の対応については消防計画や防災計画に基づいて適切に対応いたします。

14 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 ---- 消防計画に基づき対応いたします。
- (2) 消防設備 ---- 消防関係法令に基づき、消防設備を設置しています。
- (3) 防災訓練 ---- 消防訓練計画を立案し、定期的に実施しています。
- (4) 防災責任者 ---- 坊津支所長